



<p>一 法第二条第五号イからニまでに掲げる者</p> <p>二 法第二条第五号ホに掲げる者</p> <p>三 法第二条第五号ヘに掲げる者（特定本邦航空運送事業者（航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）二百四十四条第一項第二号に規定する特定本邦航空運送事業者をいう。以下同じ。）に限る。）</p> <p>四 法第二条第五号ヘに掲げる者（前号に掲げる者を除く。）又は同号トに掲げる者のうち同条第六号ニに掲げる施設を設置し、又は管理するもの</p> <p>五 法第二条第五号トに掲げる者（うち同条第六号ニに掲げる施設を設置し、又は管理するもの）</p>	<p>当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方運輸局長</p> <p>当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方運輸監理部長を含む。）</p> <p>国土交通大臣</p> <p>当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）</p> <p>国土交通大臣</p>	<p>（法第九条の五の主務省令で定める事項）</p> <p>（法第九条の五の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 前年度における移動等円滑化の達成状況</p> <p>二 第六条の二の要件に関する事項</p>	<p>（公表）</p> <p>第六条の六 公共交通事業者等は、法第九条の四の規定による提出又は法第九条の五の規定によ</p>
<p>第六条の四 前条の移動等円滑化取組計画書を提出した公共交通事業者等は、当該計画書を提出した年度の翌年度の六月三十日までに、前条の表の上欄に掲げる公共交通事業者等の区分に応じ、同表の下欄に掲げる国土交通大臣又は地方支分部局の長に、国土交通大臣が定める様式による移動等円滑化取組報告書を提出しなければならない。</p>	<p>道開発局長</p>	<p>（法第九条の五の主務省令で定める事項）</p>	<p>（法第九条の五の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 前年度における移動等円滑化の達成状況</p>
<p>第六条の五 法第九条の五の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 前年度における移動等円滑化の達成状況</p>			

## 図書の種類 明示すべき事項

(法第九条の六の主務省令で定める情報)  
**第六条の七** 法第九条の六の主務省令で定める移動等円滑化に関する情報は、前年度における移動等円滑化の達成状況とする。

(特定路外駐車場の設置等の届出)

**第七条** 法第十二条第一項本文の規定による届出は、第一号様式により作成した届出書に次に掲げる図面を添え、これを提出して行うものとする。ただし、変更の届出書に添える図面は、変更しようとする事項に係る図面をもって足りる。

一 特定路外駐車場の位置を表示した縮尺一万分の一以上の地形図

二 次に掲げる事項を表示した縮尺二百分の一以上の平面図

イ 特定路外駐車場の区域

ロ 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設(移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成十八年国土交通省令第百十二号)第二条第一項に規定する路外駐車場車椅子使用者用駐車施設をいう。次項において同じ。)、路外駐車場移動等円滑化経路(同令第三条第一項に規定する路外駐車場移動等円滑化経路をいう。次項において同じ。)その他の主要な施設

法第十二条第一項ただし書の主務省令で定め

取付近見図	配置図	方位、道路及び目標となる地物
縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道等の位置、特定建築物及びその出入口の位置、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機の位置、敷地内の通路の位置及び幅（当該通路が段又は傾斜路若しくはその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む）、敷地内の通路に設けられる手すり並びに令第十一一条第二号に規定する点状プロック等（以下単に「点状プロック等」という。）及び令第二十二条第二項第一号に規定する線状プロック等（以下単に「線状プロック等」という。）の位置、敷地内の車路及び車寄せの位置、駐車場の位置、車椅子使用者用駐車施設の位置及び幅並びに案内設備の位置	面図 各階平縮尺、方位、間取、各室の用途、床の高低、特定建築物の出入口及び各室の出入口の位置及び幅、出入口に設けられる戸の開閉の方法、廊下等の位置及び幅、廊下等に設けられる点状プロック等及び線状プロック等、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備並びに突出物の位置、階段の位置、幅及び形状（当該階段が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む）、階段に設けられる手すり及び点状プロック等の位置、エレベーターその他昇降機の位置、車椅子使用者用便用のある便所、令第十四条第一項第二号に規定する便房のある便所、腰掛便座及び手すりの設けられた便房（車椅子使用者用便房を除く。以下この条において同じ。）のある便所、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器のある便所並びにこれら以外の便所の位置、車椅子使用者用客室の位置、駐車場の位置、車椅子使用者用駐車施設の位置及び幅、劇場等の客席の位置、車椅子使用者用客席（高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにする	

等室浴	所便	機降昇の他そターベレ	図細詳造構			図面断縦			備の位置
			席	客	路斜傾	段は又段階			
縮尺及び車椅子使用者用浴室等の構造	小便器の構造	縮尺、車椅子使用者用便房のある便所の構造、車椅子使用者用便房、令第十四条第一項第二号に規定する便房並びに腰掛便座及び手すりの設けられた便房の構造並びに床置式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが三十五センチメートル以下の中のものに限る)。その他これらに類する	車椅子使用者用客席から舞台等まで引いた可視線	縮尺並びにかご(人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ)、昇降路及び乗降ロビーの構造(かご内に設けられるかごの停止する予定の階を表示する装置)、かごの現在位置を表示する装置及び乗降ロビーに設けられる到着するかごの昇降方向を表示する装置の位置並びにかご内及び乗降ロビーに設けられる制御装置の位置及び構造を含む。	縮尺、高さ、長さ及び踊場の踏幅	縮尺並びに蹴上げ及び踏面の構造及び寸法	縮尺並びに蹴上げ及び踏面の構造及び寸法	縮尺並びに蹴上げ及び踏面の構造及び寸法	ために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令(平成十八年国土交通省令第百十四号)第十二条の二第一項に規定する車椅子使用者用客席をいう。以下この条において同じ。)の位置、幅及び奥行き、車椅子使用者用客席に隣接して設けられる同伴者用浴室等(同令第十三条第一号に規定する車椅子使用者用浴室等をいう。以下この条において同じ。)の位置並びに案内設備の位置



(法第二十二条の二)第五項において準用する法第十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更)

第十二条の八 法第二十二条の二)第五項において準用する法第十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更は、協定建築物の建築等の事業の実施時期の変更のうち、事業の着手又は完了の予定年月日の三月以内の変更とする。

(法第二十三条第一項第一号の主務省令で定める安全上及び防火上の基準)

第十三条 法第二十三条第一項第一号の主務省令で定める安全上及び防火上の基準は、次のとおりとする。

一 専ら車椅子使用者の利用に供するエレベーターの設置に係る特定建築物の壁、柱、床及びはりは、当該エレベーターの設置後において構造耐力上安全な構造であること。

二 当該エレベーターの昇降路は、出入口の戸が自動的に閉鎖する構造のものであり、かつ、壁、柱及びはり(当該特定建築物の主要構造部に該当する部分に限る。)が不燃材料で造られたものであること。

(法第二十三条第一項第二号の主務省令で定める安全上の基準)

第十四条 法第二十三条第一項第二号の主務省令で定める安全上の基準は、次のとおりとする。

一 エレベーターのかご内及び乗降ロビーには、それぞれ、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。この場合において、乗降ロビーに設ける制御装置は、施錠装置を有する覆いを設ける等当該制御装置の利用を停止することができる構造とすること。

二 エレベーターは、当該エレベーターのかご及び昇降路のすべての出入口の戸に網入ガラス入りのはめごろし戸を設ける等により乗降ロビーからご内の車椅子使用者を容易に覚知できる構造とし、かつ、かご内と常時特定建築物を管理する者が勤務する場所との間を連絡することができる装置が設けられたものとすること。

(令第二十七条第一号の国土交通省令で定める経路)

第十四条の二 令第二十七条第一号の国土交通省令で定める経路は、移動等円滑化された経路(令第二十七条第一号に規定する生活関連旅客施設に隣接するものとの間の経路を除く。)とする。

(令第二十七条第一号口及び第二号口の国土交

通省令で定める一般交通用施設)

第十四条の三 令第二十七条第一号口の国土交通省令で定める生活関連経路を構成する一般交通用施設は、次の各号に掲げる施設とする。

一 生活関連経路を構成する道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路

二 前号に掲げるもののほか、生活関連経路を構成する道路法による道路に接し、かつ、令

第二十七条第一号に規定する生活関連旅客施設の出入口に接する一般交通用施設のうち、移動等円滑化の措置がとられ、又はとられる

と見込まれるものと認めて、市町村が移動等円滑化促進方針において指定するもの

令第二十七条第二号口の国土交通省令で定め

る生活関連経路を構成する一般交通用施設は、

同号の生活関連経路を構成する道路法による道

路に接し、かつ、生活関連旅客施設の出入口に接する一般交通用施設(道路法による道路を除く。)のうち、移動等円滑化の措置がとられ、又はとられる

と見込まれるものと認めて、市町村が移動等円滑化促進方針において指定するもの

令第二十七条第二号の規定により市町村が行

う指定)

第十四条の四 令第二十七条第二号の規定により

市町村が行う指定は、同号イに掲げる施設の出

入口又は同号ロに掲げる施設の出入口その他の

通行の用に供する部分に接する部分であつて、

生活関連旅客施設を利用する高齢者、障害者等

が通常利用する部分について、移動等円滑化促進方針において行わなければならない。

(行為の届出)

第十四条の五 法第二十四条の六第一項の規定により

よる届出は、第五号の二様式により作成した届出書に次に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ次に定める書類又は図面を提出して行うものとす

一 令第二十七条第一号に掲げる行為 行為の内容を示す旅客施設の構造及び設備に関する書類及び図面

二 令第二十七条第二号に掲げる行為 平面図、縦断図、横断定規図その他必要な図面

第三条の六 法第二十四条の六第一項の主務省

令で定める事項は、行為をしようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに行行為の完了予定日とする。

(変更の届出)

第十四条の七 法第二十四条の六第二項の国土交通省令で定める事項は、設計又は施工方法のうち、その変更により同条第一項の届出に係る行為が令第二十七条各号に掲げる行為に該当しなくなるもの以外のもの(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に支障を及ぼすおそれない意匠の変更その他軽微な変更を除く。)とする。

構成する道路法による道路に接し、かつ、令

第二十七条第一号に規定する生活関連旅客施設の出入口に接する一般交通用施設のうち、移動等円滑化の措置がとられ、又はとられる

と見込まれるものと認めて、市町村が移動等円滑化促進方針において指定するもの

令第二十七条第二号口の国土交通省令で定め

る生活関連経路を構成する一般交通用施設は、

同号の生活関連経路を構成する道路法による道

路に接し、かつ、生活関連旅客施設の出入口に接する一般交通用施設(道路法による道路を除く。)のうち、移動等円滑化の措置がとられ、又はとられる

と見込まれるものと認めて、市町村が移動等円滑化促進方針において指定するもの

令第二十七条第二号の規定により市町村が行

う指定)

第十四条の八 法第二十四条の六第二項の規定により

よる届出は、第五号の三様式による変更届出書を提出して行うものとする。

(施設設置管理者による市町村に対する情報の提供)

第十四条の九 公共交通事業者等及び道路管理者は、法二十四条の八第一項の規定による市町村の求めがあつたときは、旅客施設及び特定道路に接し、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設その他の移動等円滑化のために必要な設備の有無及びその設置箇所その他の高齢者、障害者等が旅客施設及び特定道路を利用するため必要となる情報を当該市町村に提供しなければならない。

第十四条の九 い。

市町村は、前項の提供を求めるときは、提供

の対象となる旅客施設及び特定道路の範囲、提供すべき事項、提供の様式、提供の期限その他必要な事項を明示するものとする。

第十四条の十 路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等は、法二十四条の八第二項の規定による市町村の求めがあつたときは、特定

道路交通特定事業計画の変更の認定申請)

二 当該認定を受けようとする者がそれ以外の者から特定旅客施設の一部又は全部の貸付けを受ける場合には、当該貸付契約に係る契約書の写し

一 公共交通特定事業の内容を示す特定旅客施設又は特定車両の構造及び設備に関する書類及び図面

五 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

六 その他公共交通特定事業の実施に際し配慮すべき重要な事項

五 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

六 その他公共交通特定事業の内容を示す特定旅客施設又は特定車両の構造及び設備に関する書類及び図面

四 四 当該認定を受けようとする者がそれ以外の者から公共交通特定事業を実施する特定旅客施設の一部又は全部の貸付けを受ける場合にあっては、当該貸付けを行う者の氏名又は名稱及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 三 公共交通特定事業の内容

四 四 当該認定を受けようとする者がそれ以外の者から公共交通特定事業を実施する特定旅客施設の一部又は全部の貸付けを受ける場合にあっては、当該貸付けを行う者の氏名又は名稱及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 二 公共交通特定事業を実施する特定旅客施設の一部又は全部の貸付けを受ける場合にあっては、当該貸付けを行う者の氏名又は名稱及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

一 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 三 変更を必要とする理由

二 二 変更しようとする事項

一 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 三 変更を必要とする理由

二 二 変更しようとする事項

は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 公共交通特定事業を実施する特定旅客施設の一部又は全部の貸付けを受ける場合にあっては、当該貸付けを行う者の氏名又は名稱及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 三 公共交通特定事業の内容

四 四 当該認定を受けようとする者がそれ以外の者から公共交通特定事業を実施する特定旅客施設の一部又は全部の貸付けを受ける場合にあっては、当該貸付けを行う者の氏名又は名稱及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

五 五 公共交通特定事業の実施期間並びにその実施に必要な資金の額及びその調達方法

六 六 その他公共交通特定事業の実施に際し配慮すべき重要な事項

五 五 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

六 六 その他公共交通特定事業の内容を示す特定旅客施設又は特定車両の構造及び設備に関する書類及び図面

四 四 公共交通特定事業計画の変更の認定申請)

二 二 公共交通特定事業計画の変更の認定を受けようとする者がそれ以外の者から特定旅客施設の一部又は全部の貸付けを受ける場合には、当該貸付契約に係る契約書の写し

一 一 公共交通特定事業の内容を示す特定旅客施設又は特定車両の構造及び設備に関する書類及び図面

三 三 変更を必要とする理由

二 二 変更しようとする事項

一 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 三 変更を必要とする理由

二 二 変更しようとする事項

一 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 三 変更を必要とする理由

二 二 変更しようとする事項

一 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 三 変更を必要とする理由

二 二 変更しようとする事項

一 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 三 変更を必要とする理由

二 二 変更しようとする事項

一 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 三 変更を必要とする理由

二 二 変更しようとする事項

一 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 三 変更を必要とする理由

二 二 変更しようとする事項

一 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 三 変更を必要とする理由

二 二 変更しようとする事項

一 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 三 変更を必要とする理由

二 二 変更しようとする事項

一 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 三 変更を必要とする理由

(道路特定事業の協議の申出)

第十七条 法第三十二条第三項の協議の申出は、第六号様式による協議書を地方整備局長又は北

海道開発局長に提出して行うものとする。



表るに規項第同及勧項第の九法  
公よ定の二条び告の一七条第

し取定るに規項第同及認更るに規項第同認第同受請る 消の認よ定の五条び定の変よ定の三条、の二条の申	
ハ 法第二条第六号ニに掲 げる施設（当該施設を設置 し、又は管理する者が一般 旅客定期航路事業者又は旅 客不定期航路事業者である ものに限る。）に係るもの	乗合バス車両、貸切バ ス車両又は福祉タクシー車 両に係るもの
二 法第二条第六号ニに掲 げる施設（当該施設を設置 し、又は管理する者が一般 旅客定期航路事業者又は旅 客不定期航路事業者である ものを除く。）に係るもの	当該乗合バス 車両、貸切バ ス車両又は福 祉タクシー車 両の使用の本 地を管轄する 地方運輸局長
本 法第二条第六号ホに掲 げる施設に係るもの	当該施設の所 在地を管轄す る開発局長

七 法第三十二条第三項の規定による協議及び同意	八 法第二条第六号イに掲げる施設のうち鉄道事業法第十一条第一項の認可に係るるもの以外のもの又は同号ハ二に掲げる施設のうち専用バスターミナルに係るもの	九 第二条第六号ハに掲げる施設のうち専用バスターミナルに係るもの	十 第二条第六号ハに掲げる施設に係るもの
旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。)に係るもの	ハ 法第二条第六号ニに掲げる施設(当該施設を設置し、又は管理する者が一般の旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものに限る。)に係るもの	ロ 乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両に係るもの	ロ 乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両に係るもの
開発局長	当該施設の所長(運輸監理部長を含む。)	当該施設の所在地を管轄する地方運輸監理局長	当該施設の所在地を管轄する地方運輸監理局長
北海道開発局長又は北海道整備局長	当該施設の所在地を管轄する地方運輸監理局長	当該施設の所在地を管轄する地方運輸監理局長	当該施設の所在地を管轄する地方運輸監理局長

3 第二十七条 第十五条第一項及び第十六条第一項の規定により国土交通大臣に提出すべき申請書のうち、法第二条第六号イに掲げる施設のうち鉄道事業法第八条第一項の認可に係るもの、同号ハ二に掲げる施設及び同号ハに掲げる施設のうち一般バスターミナルに係ものは、当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して提出しなければならない。	2 令るに規項第八条命よ定の四条	1 本法第二条第六号ホに掲げる施設(当該施設を設置し、又は管理する者が一般の旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。)に係るもの
この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき申請書のうち、乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両に係るものは、当該乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両の使用の本拠を管轄する地方運輸監理局長を経由して提出しなければならない。	ハ 法第二条第六号ニに掲げる施設(当該施設を設置し、又は管理する者が一般の旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものに限る。)に係るもの	ロ 乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両に係るもの
この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき申請書のうち、乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両に係るものは、当該乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両の使用の本拠を管轄する地方運輸監理局長を経由して提出しなければならない。	ハ 法第二条第六号ニに掲げる施設(当該施設を設置し、又は管理する者が一般の旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。)に係るもの	ロ 乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両に係るもの

4 本法第二条第六号ホに掲げる施設(当該施設を設置し、又は管理する者が一般の旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。)に係るもの	2 附 則 (平成三一年三月八日国土交通省令第七号)抄	3 第二十七条 第十五条第一項及び第十六条第一項の規定により国土交通大臣に提出すべき申請書のうち、法第二条第六号イに掲げる施設のうち鉄道事業法第八条第一項の認可に係るもの、同号ハ二に掲げる施設及び同号ハに掲げる施設のうち一般バスターミナルに係ものは、当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して提出しなければならない。
この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき申請書のうち、乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両に係るものは、当該乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両の使用の本拠を管轄する地方運輸監理局長を経由して提出しなければならない。	ハ 法第二条第六号ニに掲げる施設(当該施設を設置し、又は管理する者が一般の旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものに限る。)に係るもの	ロ 乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両に係るもの
この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき申請書のうち、乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両に係るものは、当該乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両の使用の本拠を管轄する地方運輸監理局長を経由して提出しなければならない。	ハ 法第二条第六号ニに掲げる施設(当該施設を設置し、又は管理する者が一般の旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。)に係るもの	ロ 乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両に係るもの

5 附 則 (平成三〇年一〇月一九日国土交通省令第六七号)	1 令第二〇号	第一条 この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(平成三十一年四月一日。以下「施行日」という。)から施行する。
この省令は、公布の日から施行する。	2 附 則 (令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号)	第二条 平成三十一年度においては、第一条の規定による改正後の高齢者、障害者等の移動等の法律附則第一条规定する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。	3 附 則 (令和元年六月二八日国土交通省令第二〇〇号)	第三条 平成三十一年度においては、第一条の規定による改正後の高齢者、障害者等の移動等の法律附則第一条规定する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。	4 附 則 (令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号)	第四条 平成三十一年度においては、第一条の規定による改正後の高齢者、障害者等の移動等の法律附則第一条规定する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。
この省令は、令和三年一月一日から施行する。	5 附 則 (令和三年一月二〇日国土交通省令第一号)	第五条 平成三十一年度においては、第一条の規定による改正後の高齢者、障害者等の移動等の法律附則第一条规定する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則（令和三年三月三十日国土交通省  
令第一二号）

この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第二十八号）の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。

十四月一日)から施行する。  
附 則(令和三年一〇月一日国土交通省  
令第六二号)

この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和三年十月一日）から施行する。

附則（令和四年三月三一日国土交通省  
令第三〇号）

(施行期日)  
**第一条** この省令は、令和四年十月一日から施行する。

(経過措置) 第二条 二の省令の施行の日前に生れを高齢者、

二条 三の省令の施行の日前にさかた高齢者

(平成十八年法律第九十一号。以下「法」とい

う。) 第十七条第三項の認定(法第十八条第一項の規定による変更の認定を含む。以下この項において同じ。)の申請であつて、この省令の

施行の際、まだその認定をするかどうかの処分がされていないものについての認定の処分については、なお従前の例による。

この省令の施行の際現に工事中の特定建築物で、認定を受けた計画又は前項の規定によりなお従前の例によることとされる認定を受ける計画に係るものについての法第十八条第一項の規定による変更の認定に関する認定の基準については、当該工事が完了するまでの間に限り、なお従前の例による。

附 則（令和六年三月八日国土交通省令  
第一八号）抄

(施行期日)

**第一条** この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

**(経過措置)**  
**二条** この省令の施行の際現にある第一条、第  
二条又は第五条から第八条までの規定による故

二条又は第五条から第八条までの規定によると、改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和六年三月二九日国土交通省  
令第二六号）抄

**第一条** (施行期日) この省令は、令和六年四月一日から施行する。

第1号様式（第7条第1項関係）

備 例

第一 駐留日本軍事顧問團要旨によれば、ては、要する」として事務を委託すること。  
二、200人の團員の「在留の年数」團員においては、その勤務年数により特定期限の駐  
留員に於ける部分等一般規則に於ける通常の部の規定を適用する。  
三、200人の團員においては、駐留期間に於ける通常のうつ、駐留の期間に於ける部分等を  
適用する部分を適用する。

四、200人の團員においては、特徴の義務をもるるからに於いて、「有又は「無」のいずれ  
かを記載する。

五、ものとの團員においては、局ら特徴の義務に係る移動等の活用のために必要な特定期  
限の在留の年数及び期間に於ける通常の部をもつて、合意する(平成13年國土交通省告示第129号)  
条件のうち、該条件のうちの「有又は「無」のいずれかを記載する。





規格A列4番 第4号様式（第10条第2項関係）（日本産業規

第4号様式(第14条第2項関係)(日本産業規則第44号)

認定通知書
認定者名： 姓 稲 勝 年 月 日
認定者名： 姓 稲 勝 年 月 日
(略) 認定者名： 姓 稲 勝 年 月 日
認定者名： 姓 稲 勝 年 月 日
認定者名： 姓 稲 勝 年 月 日
認定者名： 姓 稲 勝 年 月 日
規

規  
下記による申請者が該種の行為について、真実を陳述するが該種の行為の内容に  
該種の行為の内容に基づいて記載したとて承認いたします。

記  
1. 申請年月日 年 月 日  
2. 特定物件の位置  
3. 特定物件の状況  
① 主要用途  
② 次要用途  
③ その他  
(略)は法規第17条第4項の規定により適合通知を受けた場合に記入されます。

規格A列4番 第5号様式（第12条第2項関係）



(記)  
1. 大きさは、表示を容易に識別することができるものであること。  
2. 地図等又は特許の場合は、建物等の位置等に適合するものとして認定を受け  
た部分を記載すること。

規格A列4番 第5号の2様式（第14条の5関係）（日本産業

第5号の2様式(第14条の5関係)(日本産業規則第44号)

行為の届出者
届出者名： 姓 稲 勝 年 月 日
届出者名： 姓 稲 勝 年 月 日
届出者名： 姓 稲 勝 年 月 日
届出者名： 姓 稲 勝 年 月 日
届出者名： 姓 稲 勝 年 月 日
届出者名： 姓 稲 勝 年 月 日
規

記  
1. 行為の届出者  
2. 行為の手定年月日  
3. 行為の了了年月日  
4. 国際文書の交付方の概要

規  
届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名  
を記載すること。

規格A列4番 第5号の3様式（第14条の8関係）（日本産業

第5号の3様式(第14条の5関係)(日本産業規則第44号)

行為の変更届出者
届出者名： 姓 稲 勝 年 月 日
届出者名： 姓 稲 勝 年 月 日
届出者名： 姓 稲 勝 年 月 日
届出者名： 姓 稲 勝 年 月 日
届出者名： 姓 稲 勝 年 月 日
届出者名： 姓 稲 勝 年 月 日
規

記  
1. 当初の届出年月日  
2. 变更届出する行為の着手年月日  
3. 变更届出する行為の完了年月日  
4. 变更の内容

規  
一、届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を  
記載すること。  
二、変更の内容は、変更前及び変更後の内訳を明確して記載すること。

(第一回) 定 定 選 評 會			
年 月 日			
審査官行管 類			
申請者名: 田口 さとる 男爵(本名: 田口和也 中継の名前: 田口和也)			
<p>高齢者、障害者等の個人情報を保護する法律(以下「個人情報保護法」といいます)に基づき、 監視装置の取扱い及び保守料金の徴収について情報を申請します。この申請及び個人情報 保護法の規定に従事して下さい。</p>			
(本件には記入しないでください。)			
設立登記	設立登記欄	大 陸 師	
年 月 日	年 月 日		
施	施		
設立会員	設立会員		
設立会員	設立会員		

（第二回）		
法定建築物及び他の地に関する事項		
【地の種別】		
〔延べ床面積〕	㎡	
〔敷地面積〕	㎡	
〔建蔽率〕	%	
〔容積率〕	%	
〔建築物の階数〕	階	
【権利状況】		
〔登記済の権利〕	一	二
〔未登記の権利〕		
【地主の属性】		
〔法定建築物特許地の所有権のうち、通常の建築物の建築物特許地以外の地権種を組み入れる部分〕		
【土地の利用】		
〔工事権制限〕		

- (1) 「肯定健優物特定地盤の変面積のうり、通常の健優物の變面積物特定実施の変面積を組入れる部分」の欄に、「法規はこの2種類の規定においては「構造され得る最低条件」の規定により、容積率の算定の基礎となる延べ床面積と算入しない部分の容積の算定(肯定健優物の変面積の10分の1を容積をとる。)」を記入し、当該容積の算定根拠がわかる旨を記入して記述してください。また、当該面積は既に法規の規定によって容積の割合の専用面積を算出を受けている床面積が含まれる場合にはあっては、その旨を併せて記入してください。
- (2) 「工事種別」の欄には、「新築」、「増築」、「改築」、「修繕」又は「模擬現物」のうち、該当するものを記入してください。

(第三回)		
2. 基準建築物特許施設の構造及び配管に関する事項		
① 基準建築物特許施設である出入口	平面図番号等	該のある出入口
基準建築物特許施設である出入口(下欄に掲げるものを除く。)		
基準建築物特許施設であつて、通常搬送器具用の構造を有するもの(多段化された地区へ運ぶための出入口を除く。)		

(本意) 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかる上うに、各階平面図の番号及び階

(第四面)

③ 協定権利物特定施設である階段

	平面図番号等	縦断面図番号
協定権利物特定施設である 階段		

(休憩)

1. 平暗図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるよう、各階平面図の番号及び該平面図に記入した階段の記号等を記入し、断面図番号の欄には、当該階段の構造を示す断面図の番号を平暗図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう

2. 脱脂及び脱鉛プロック等の上工作材料、仕上げ材及び色彩はいかが  
くださいな。既に、設置がある部分の上端には接着用接着剤の部分について  
等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別にありながらう  
ださい。

④ 個別に代わり又はこれに併設する協定建築物特定施設である傾斜床  

平成開図番号	既設前開図番号
既設に付記り、又はこれに 併設する協定建築物である	

(注意)

- 平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び該平面図に記入した斜線部の記号を記入し、断面図番号の欄には、該斜線部の構造を示す断面図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。
- 種別と仕上及び形状等の仕上用材料、仕上方法及び色が異なる資料を複数付してくださいます。種別がある場合は上書きしてある箇所の前にて、点数ワック等を複数の部分仕上用に付す。仕上用に複数の色が異なる上書きする場合は仕上用

（第五回）	
⑤ 索定建築物特定地段であるエレベーターその他の昇降機	
配属課・平成 区分番号等	構造詳細図番号
索定建築物特定地段であるエレベーター その他の昇降機は、施設区分のエレベーターその他の昇降機（索定建築物特定地段であるものに限る。）	

	当該装置が設けられるエレベーター	導体寸十種類の内容 範 内	乗降ロビー
音声により情報を提供する装置			

(第六回)		
④ 設定建築物特定施設である場所	平面図番号	地図詳細名番号
電柱等使用者用便所のある場所		
水道栓等設置した複数の建物		
運搬車の荷台、便所、洗面室、小屋等の構造物の受け口の高さが2.5m未満で、セーフティレール15cm以上のもの		
(一) おもに車椅子等で移動する人を対象とした施設		

平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した便所の記号等を記入するとともに、車椅子使用者用便所又は水洗便器を設けた便所の表示方法についてわかる資料を別に付録してください。構造詳細図番号等の欄には、当該棟の構造詳細図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

施設建物等物置区分コードと地図上の通過		記述語	断面形状番号
路			
斜路			
(選択)			
1. 配管路の構造には、配管内に位置がわからうように、配管路に記入したその他の記号等を記入し、断面形状番号に複数には、設置する機器及びその種類の構造を下部断面図に示す。機器の構造は、機器の上部に記入する事とする。機器の構造が複数ある場合は、複数の機器の構造の材料は上部材料、左方と右方の色がかかる場合を記入してください。			
2. 地盤が重し 特殊な場合には、当該地盤の特徴性がわかる資料を記入してください。			
3. 地盤が重し 特殊な場合には、当該地盤の特徴性がわかる資料を記入してください。			

(第七節)	
⑤ 家内設備までの経路	配線図・平面図各号等
家内設備	
直販品の納入方法による販賣店舗と接連する沿線	右一無

(注意)

1. 配置図・平面図番号等の欄には、配置図又は各階平面図内の位置がわかるように、配置図に記入した室内設備の記号等又は各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した室内設備の記号等を記入するとともに、室内設備の概要がわかる資料を別に付してください。

2. 実内設備までの経路及び複数ブロック等又は点状ブロック等の仕上材料、仕上げ方法及び色わかる資料を別に記附してください。なお、実内設備までの経路の部分について、複数ブロック等又は点状ブロック等で接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別にわかるように資料を作成してください。
3. 音楽その他の音により就寝障害者を導導する設備の有無の欄で「有」を〇印で囲んだ場合においては、当該機器の概要がわかる資料を別に記附してください。

(第八回)	
3. 施築建物特定地の隣接保有に関する事項	
(1) 隣接保有に関する責任範囲及び実施体制	
① 所有者の氏名又は名称	
② 管理者の氏名又は名称	
③ 諸特許権所有者の氏名又は名称	
④ 諸特許全般権の有無 (○有する ○ない) (○委託実施内容)	する・しない
⑤ 諸特許全般権の成立年	
⑥ 諸特許全般権の成立年	

(注意)  
1. 1欄から4欄までは、協定建築物の建築等の事業の完了後について記入し、未定のときは

空欄にしておいてください。  
2. 4欄は、該特保全業務の委託について「する」又は「しない」のうち該当するものを○印で囲んでください。「する」も「しない」が場合にどちらの選択肢に付けて記入してください。

3. 5欄は、1欄から4欄までが決定の場合において、今後どのようにして特許保全計画を作成するかについて記入してください。

成するかについて、維持保全計画作成までの認定申請者の維持保全に関する責任範囲を含めて記入してください。

(2) 離時保全業務の概要	
協定建物特定期	離時保全業務の内容

--	--

(注意) 該特保全義務の内容の欄には、協定書添付特定施設ごとに、定期的な点検の実施計画、

修繕の実施計画等維持保全業務の内容として予定していることを記入してください。

本産業規格A列4番) 第5号の5様式(第12条の7第2項関係)(日)

第六號樣式（第17條第1項關係）

第6回の会員登録(会員登録用)	連絡先登録不可会員登録
番 号	
年 月 日	
会 員 登 録 申 請 書	
地方整備省(建設省)の登録用紙(建設省規則)の範囲	
原則として、登録申請の目的の区域の役場に提出し(北海道は各支庁の役場)の規定による。ただし、建設省規則についての登録申請は、建設省に提出し(北海道は建設省規則に従う)して下さい。	
一、 国の組織名	
二、 工事の区間名　から　まで　延長　メートル	
三、 工事着手の年月日	
四、 工種	

6番) 第7号様式(第25条関係)(日本産業規格A列)

